

西予市教育委員会告示第21号

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

西予市教育委員会
教育長 山住 哲司

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、西予市内県立高等学校(以下「市内高校」という。)に通学する生徒の保護者の負担を軽減することとともに、市内高校における生徒の確保を図り、交流人口及び関係人口の創出に資することを目的とし、下宿、寮及び民宿(以下「下宿等」という。)に要する費用の一部に対して西予市内県立高等学校下宿等費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に存する下宿等から市内高校へ通学する生徒の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 同一生徒の通学を理由として、当該年度の同一期間内において西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金(西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱(令和5年西予市教育委員会告示第12号)に規定する補助金をいう。)の交付決定を受けている者又は補助金の交付を受けている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、類似する補助金の交付を受けている者

(補助対象期間)

第3条 補助の期間は、補助金を交付することを決定した日の属する年度の4月1日から、その年度末までとする。ただし、同一生徒に対する補助対象期

間は、下宿等を利用して通学する期間とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、下宿等の家賃(共益費等含む。)とする。ただし、敷金、礼金及び仲介手数料は除く。

(補助金の額)

第5条 1箇月当たりの補助金の額は、補助対象費用の月額が1万円を超えないときは、当該超えない額とし、補助対象費用の額が1万円を超えるときは1万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付申請書兼在学証明書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、学校長を経由して西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付変更・中止承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の変更により補助金額が変わる場合

(2) 対象となる生徒が下宿等を転居又は退去する場合

2 教育委員会は、前項の変更・中止承認申請を受理したときは、その内容を審査し、変更・中止することが相当と認めたときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金額の確定及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象期間満了後、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付請求書(様式第4号)に当該期間における下宿等費用の全部の支払いの事実が分かる関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審

査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、教育委員会はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により提出された書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

西予市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 (保護者) 氏名 _____
 電話番号 _____

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付申請書兼在学証明書

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 生徒の氏名等

フリガナ	_____	生年月日	年 月 日生
氏 名	_____		
学校名	宇和・野村 高等学校	学 年	年 組

2 申請額

(1) 補助金交付申請額 _____ 円
 (月額上限 10,000 円 × ____ヶ月 ※千円未満切り捨て)

(2) 下宿等詳細

下宿等名称	_____
所在地	_____
月額家賃	_____ 円
契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
補助金申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類

- (1) 賃貸借契約書の写し、又はそれを証する書類等
- (2) 前号に掲げるもののほか、西予市教育委員会が必要と認めるもの

【高等学校記入欄】 ※これ以降、申請者は記入しないでください。

この申請書は、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金の交付を西予市教育委員会から受けるための申請書です。

上記生徒の在学について、以下のとおり証明をお願いします。

在学証明書及び下宿届の提出について

上記の者が、本校に在籍していること及び下宿届の提出があることを証明します。

年 月 日

学校名 _____

学校長 _____ 印

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

西予市教育委員会

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西予市内県立高等学校下宿等費用補助金については、次のとおり決定したので、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

1 補助金交付額	円
2 その他	次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。 なお、既に補助金が交付されているときは、教育委員会はその全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 補助金交付の条件に違反したとき。 (2) 提出された書類に偽りの記載があったとき。 (3) その他不正の行為があったとき。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所 _____
(保護者) 氏名 _____
電話番号 _____

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号で、補助金交付決定の通知があった西予市内高等学校下宿等費用補助金交付を、下記のとおり変更・中止したいので、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

1 変更・中止の内容

- 下宿等を転居又は退去する
- 補助対象経費の変更により補助金額が変わる

2 変更・中止の理由

3 変更後補助金額 (変更の場合)

補助金交付申請額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 変更事項を証する書類又はその写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、西予市教育委員会が必要と認めるもの

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

西予市教育委員会 様

申請者 住所 _____

(保護者) 氏名 _____

電話番号 _____

西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付請求書

年 月 日付けで 号により交付決定の通知があった補助金について、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 補助金振込先

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫						支店
		農協・信用組合						支所
	口座番号	普通・当座						
	フリガナ							
	口座名義人							

※口座名義人は、申請者と同一であること。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

3 添付書類

- (1) 下宿等費用の領収書の写し、又はそれに代わる支払いを証するものの写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、西予市教育委員会が必要と認めるもの